

航空燃料供給不足に対する行動計画

令和6年7月

航空燃料供給不足への対応に向けた官民タスクフォース



航空燃料供給不足に対する本行動計画の位置づけ

- インバウンド需要が急回復するなか、外国エアラインの新規就航等において、航空燃料の供給ができない事態が全国各地で生じている（週140便）。
- この問題がインバウンドの足枷となり、我が国経済の発展を阻害することのないよう、「航空燃料供給不足への対応に向けた官民タスクフォース」を設置し、官民の関係者が一丸となって、今後の対応策について検討を進めてきたところである。
- 今般、今後の対応策について、短期及び中長期の視点ごとに、国、関係業界及び関係事業者の行動計画としてまとめたところであり、今後、本行動計画に基づき、航空燃料の供給不足の状態を解消するよう、対策を進めていく（今回の取組により、当面アジア便で週150便超相当の燃料の供給力を確保）。

構成員

定期航空協会／全日本空輸(株)／日本航空(株)／IATA（日本事務所）／BOAR／成田国際空港(株)／関西エアポート(株)／中部国際空港(株)／北海道エアポート(株)／福岡国際空港(株)／石油連盟／ENEOS(株)／出光興産(株)／コスモ石油(株)／コスモ石油マーケティング(株)／（一社）全国空港給油事業協会／日本内航海運組合総連合会
国土交通省（航空局、海事局、観光庁）／ 経済産業省資源エネルギー庁

開催実績

令和6年6月18日（火）	第1回官民タスクフォース開催（事務局から現状について説明）
同 6月26日（水）	第2回官民タスクフォース開催（各関係事業者・団体からヒアリング）
同 7月16日（火）	第3回官民タスクフォース開催（行動計画について審議）

1. 短期の取組【R6.7～】

■ 需要量の把握

- ・ 新規就航・増便など、各空港における需要量が把握可能な仕組みの構築
 - 石油元売会社等の年間の燃料供給計画の策定に資するよう、空港会社等において、就航・増便等の確度の高い情報を収集・整理し、時間的余裕を持って石油元売会社等に提供。元売会社は、提供された情報を基に、航空会社からのオファーに備えてサプライチェーンの状況を確認し、対応を図る。＜空港会社等、石油元売会社等＞【R6.7月末までに提供】
 - 国際線誘致を検討している地方自治体や空港会社等が、航空燃料の供給不足について調整が難航した場合などの一元的な相談窓口を設置。＜国交省、エネ庁＞【R6.7月末まで】

■ 供給力の確保

- ・ 空港への直接輸入の実施 ＜空港会社等、石油元売会社等＞
 - 商社や石油元売会社が空港会社等と連携して航空燃料を輸入し、空港の給油タンクに直接搬入する。7月に成田空港向けに第1船入港によりアジア便300便相当の供給力確保。【R6.7月～】
- ・ 製油所におけるエネルギー供給構造高度化法の特例的な運用に基づく生産能力の変更 ＜エネ庁＞
 - 人手不足等により長期化している製油所の定期修繕時に、他製油所で必要分を増産（生産能力の特例的な変更）することで、アジア便140便/週相当のジェット燃料の生産を実現。【R6.7月～9月まで】

■ 輸送体制の強化

- ・ 製油所から空港へのローリー直送の増加 ＜石油元売会社＞
 - 予備車、乗務員について、運送会社との極めて精力的な調整により、月15,000kl相当（アジア便150便/週相当）の地方空港向けのローリーの配送力を確保。【R6.7月～】
- ・ 内航船への転用等による輸送力強化 ＜石油元売会社、内航海運業者＞
 - 既存の船舶を活用した積荷・運送計画等の変更や、外航船の日本籍内航船への転用などにより、輸送力を強化。具体的には、年内に外航船内転2隻、新造就航1隻による輸送量強化。【R6.7月～】
- ・ 給油作業員の確保に向けた取組 ＜給油事業者、国交省＞
 - 給油事業者において、人材の確保・育成の取組を強化。国も、空港ごとの合同説明会の開催、教育訓練等の取組、空港業務人材の処遇改善に要する経費等の一部を補助。【R6.7月～】

2. 中長期の取組【R7年度以降を見据えた取組】

■ 供給力の確保

- ・ 製油所・油槽所の既存タンクのジェット燃料タンク転用など供給力の確保　＜石油元売会社、エネ庁＞
 - 石油元売会社は、将来のジェット燃料需要増及びそれに対応したジェット燃料の生産増・輸入増を見据え、既存タンクのジェット燃料タンクへの転用など計画的な設備投資の必要性を検討。そのうえで必要な対応策を実施する。
- ・ 空港のジェット燃料タンクの必要な容量の確保等の実施　＜給油施設事業者、国交省＞
 - 将来的に、空港のジェット燃料タンクがロジスティクス上のネックとならないよう、空港のジェット燃料タンクの容量拡大等の改善の必要性を検討。そのうえで必要な対応策を実施する。

■ 輸送体制の強化

- ・ ローリーの台数の確保　＜石油元売会社、エネ庁＞
 - ジェット燃料専用のローリーを追加的に確保する必要性について検討を行い、そのうえで必要な対応策を実施する。
- ・ 船舶の大型化、老朽化した荷役設備の更新等　＜石油元売会社、内航海運業者、エネ庁、国交省＞
 - 石油元売会社及び内航海運業者間での運賃や契約期間といった取引環境の改善に関する不断の対話を行うとともに、中長期的な生産・輸送の見通しを踏まえた、余裕を持った船腹量の計画的確保を行う。
 - 老朽化した荷役設備の更新・機能向上を通じた荷役の効率化を実現。
- ・ サプライチェーンに携わる人員（ローリー乗務員/船員/給油員）の確保
＜航空会社、石油元売会社、給油事業者、内航海運業者、エネ庁、国交省＞
 - サプライチェーンに関わる人材の確保にあたってはその処遇改善が重要であるとの認識を、航空会社、石油元売会社、内航海運業者、給油事業者及び関係省庁の間で共有し、コスト負担を含めた不断の対話を行う。
 - 船員の確保・労務負担軽減策の検討を通じた荷役の効率化を実現。

3. 今後の対応

- 今後、本タスクフォースにおいて、以下について継続的にモニタリングを行いながら取り組んでいくこととする。
 - 本行動計画の各施策に基づき、各空港ごとに、新規就航・増便に係る状況が改善しているかどうか、フォローアップしていく。（当面は年4回程度）
 - 更なる改善の取組について、継続的に検討していく。